

リハビリの風訪問看護ステーション みなと運営規定

(事業の目的)

第1条 この規定は、有限会社リハビリの風が設置するリハビリの風訪問看護ステーション みなと(以下「ステーション」という。)の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の敵正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護(以下「訪問看護」という。)の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 1 ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。
- 2 ステーションは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。
- 3 ステーションは事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

(事業の運営)

- 第3条 1 ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書(以下「指示書」という。)に基づく適切な訪問看護の提供を行う。
- 2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「看護師」という。)によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

(事業の名称及び所在地)

第4条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1)名称:リハビリの風訪問看護ステーション みなと
- (2)所在地:東京都港区芝3丁目6番5号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1)管理者:看護師若しくは保健師 1名
管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- (2)看護職員:保健師、看護師又は准看護師 常勤換算 2.5 名以上(内、少なくとも 1 名は常勤)
- (3)理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士:必要数雇用し配置する。
訪問看護(在宅におけるリハビリテーション)を担当する。

(営業日及び営業時間)

第 6 条 ステーションの営業日及び営業時間は職員就業規則に準じて定めるものとする。

(1)営業日:通常月曜日から金曜日までとする。但し、祝祭日、12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く。

(2)営業時間:午前 9 時から午後 5 時までとする。

(訪問看護の利用時間及び利用回数)

第 7 条 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。
但し医療保険適用となる場合を除く。

※介護保険の被保険者が医療保険適用となる場合は以下のとおり

末期悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定める疾病の利用者及び急性憎悪等による特別指示書
を交付された利用者等

(訪問看護の提供方法)

第 8 条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

(1)利用者がかかりつけ医師に申し出て、主治医がステーションに交付して指示書により、看護計画書を作成し訪問看護を実施する。

(2)利用者に主治医がいない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係区市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

(訪問看護の内容)

第 9 条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

(1)療養上の世話

清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助、食事(栄養)及び排泄等日常生活療養上の世話、
ターミナルケア

(2)診療の補助

褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置

(3)リハビリテーションに関すること。

(4)家族の支援に関すること。

家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理

(緊急時における対応方法)

第 10 条 1 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(利用料等)

第 11 条 1 ステーションは、基本利用料として介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利

用者から受けるものとする。

介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額の 1 割または 2 割もしくは 3 割を徴収するものとする。但し、支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

- 2 ステーションは、基本利用料のほか以下の場合、その他の利用料として、別表の額の支払いを利用者から受けるものとする。

(1)訪問看護と連携して行われる死後の処置

(2)次条に定める通常の業務の実施地域を超える場合の交通費 実費
2 キロメートル当たり 500 円

(通常業務を実施する地域)

第 12 条 ステーションが通常業務を行う地域は、港区、品川区、中央区、千代田区、大田区とする。

(相談・苦情対応)

第 13 条 1 ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

- 2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から 2 年間保存する。

(事故処理)

第 14 条 1 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から 2 年間保存する。
- 3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第 15 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずる。

- 1 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- 2 利用者及び家族からの苦情処理体制の整備
- 3 その他虐待の防止のために必要な措置
- 4 事業者はサービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に通報するものとする。

(その他の運営についての留意事項)

第 16 条 1 ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。

(1)採用後 3 カ月以内の初任研修

(2)年 1 回の業務研修

- 2 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。
- 3 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 2 年間保管しなければならない。

(医療及び特定療養費に係る療養に関する諸記録は 3 年間、診療録は 5 年間保管とする)

(附則)

この規定は、令和元年 11 月 28 日から施行する。

令和 6 年 4 月 1 日改定。